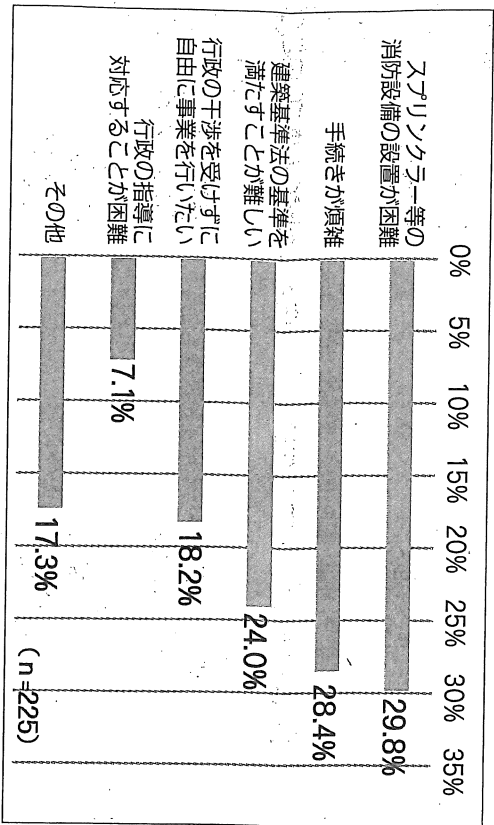


障害者部会委員、2012～16年に内閣府の障害者政策委員会委員、2015年から慶應義塾特定認定再生医療等委員会委員、2019年から国土交通省の移動等円滑化評価会議委員など。

に出される。  
ら、東京都野区  
。さらに、神奈川  
リテ「シヨセン」  
「よくやく本格的  
開始した。当時は  
て意識を失いが  
人の理学療法士に  
い、電動椅子の  
得した。  
いた頃、病棟のエ  
待っている整形  
だに呼び止められ  
たもつぎ退院で  
治療方法がない  
。まあ20年度は  
じょう。一生車  
度覚悟していた。  
ちよつとショック  
だったが、そんな  
のかと意外と冷  
に受け止められ  
その時、落ち  
んだのしなかつ  
い出すと「何でか  
感じた。元来マイ  
れない自分がそこ  
ろ。(続く)

図：有料老人ホームの届出を行うことが困難な理由（複数回答）



未届け有料ホームの定義を厚労省は「有料老人ホーム」とは、①老人を入居させる、②当該老人に対して「入浴、排せつ又は食事の介護」「食事の提供」「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも1つのサービスを提供する施設であり、「届出の有無にかかわらず、入居サービス及び介護サービスの実施が認められるものは、すべて有料老人ホームに該当するものとして取り扱うこととする」としています。

## 未届有料ホームを考える(2)

### 有料ホームの定義改正

ただ、「1人でも老人が入居できる部分」は有料老人ホームとみなす。老人以外当然に入居して入居サービスを提供している場合はその部分は有料老人ホームとみなす」という類だが、平成30年の指針では「入居要件を専ら老人に限らず、老人以外も入居できること」、趣旨的に老人を集めて入居させているものは施設全体について、②共同住宅や寄居舎のように老人とそれ以外の者が混在して入居しているものであっても、施設の一部には専ら老人を入居させるものについては当該老人が利用している部分について「有料老人ホーム」として取り扱う」としました。入居要件を老人としていなければ、まだまだ専ら老人も入居している場合は有料老人ホームと見なさないことになったのです。

これは素情に合った改正と捉えています。「未届け」と分類されていたホームの運営事業者には、常時見守りやケアが必要でも家族に頼らず施設にも入れない方々（障害者や生活困窮者など）の生活をなんとかしたいと開設した方々が多いのです。それでも有料への届け出をためらっている理由はあります(図)。「未届け有料老人ホームの素情に関する調査研究事業(高齢者住宅財団・2016年度)」の報告書をご覧ください。

